

進路だより④

今市特別支援学校進路指導部 令和6年12月25日発行



ホームページにも
掲載しています。

男体山の冠雪を目にするようになり、今年もあとわずかとなりました。児童生徒は2学期の大きな行事をやり遂げ、それぞれに成長した姿が見られます。

今回の進路だよりでは、以下のことを御紹介します。

- 1 各学部の実践
- 2 進路豆情報【卒業後の生活（後編）】～卒業後の「住まい」に関すること～
- 3 卒業生講話のお知らせ 他

1 各学部の実践

小学部 《自立活動》

特別支援教育では、「自立活動」として、子どもたち一人一人の社会的自立に向けて、個々の学習上又は生活上のつまずきに応じたオーダーメイドでの指導を行っています。自立活動は学校の教育活動全体を通して行う学習で、指導場面は、個別の課題を行う取り出しの時間と、集団の中で課題に取り組む時間を設定しています。

小学部においては、自立活動の時間を設定し、個々の児童の障害の状態から生じる様々なつまずきや困難を克服する学習をしています。

指導に当たっては、一人一人の興味・関心のある内容を中心に、楽しい活動で課題に取り組めるようにしています。こうした活動が、中学部・高等部の作業学習や、実習、卒業後の社会生活につながっていきます。その中のいくつかを御紹介します。

<個別の自立活動>

【プットイン】



○小さな穴の開いた容器に、ストローを一本ずつ入れる。

【マッチング】



○様々な模様の描いてあるペットボトルのキャップを、同じ模様のシールが貼ってある枠の中に置く。

<集団の自立活動>

【トイレットペーパー積み】



○集団で、順番に友達と協力してトイレットペーパーを積む。

【もうじゅうがりゲーム】



○リーダーが発表する動物名の文字数と同じ人数で集合するゲーム。

- 手指の器用さが高まります。
- 物を見て判断する力が高まります。

- 友達と協力する力、約束を守る力が高まります。
- 他者とやり取りする力が高まります。

『正確に作業できる力』『集団の中での協調性』『ルールを守る』『報告・連絡・相談』といった
社会生活で必要となる力につながります

中学部 《高等部体験学習・社会体験学習》

11月下旬から12月上旬にかけて、中学部3年生が体験学習を行いました。

■高等部体験学習

・受注班…ハンガー組み立て作業、シュレッダー作業 ・農園芸班…除草作業

■社会体験学習

・愛晃の杜…アメさし
・すかいきぬ川…シール貼りなど
・ひびき…組み立て、バネ数えなど
・みどりのき…シャンプーポンプ解体
・めぶきファーム…ホール補助
・夢の森…余暇活動、タオルたたみなど

中学部の作業学習や校内実習でがんばった「報告」「挨拶・返事」を、中学部の外でもがんばろうという目標をもって体験学習に臨みました。初めての環境でも落ち着いて作業に取り組むことができ、「楽しかった。」「緊張した。」「立ち仕事が疲れた。」「がんばった。」などの感想がありました。



タオルたたみ



シャンプーポンプ分解



シュレッダー

高等部 《2学期産業現場等における実習、校内実習》

9月30日（月）から10月11日（金）までの2週間、1年生は、校内で実習を行いました。2、3年生は、地域の事業所等のご協力をいただいて、産業現場等における実習を行いました。

1年生は、受注作業や農園作業など様々な活動に取り組み、製品や作物の取り扱いや働く態度を養いました。2年生は、初めての産業現場等における実習でした。校内で養った基礎的な作業態度や能力を生かして、実際に働く経験を積みました。3年生は、卒業後の進路を見極める実習となり、卒業後の社会生活や職業生活への意欲を高めました。

実習後は、実習日誌をもとに、実習での成果や課題を明らかにして、日々の学習にどのように生かしたらよいかを考えました。



3年



2年



2年



1年



1年



1年

高等部 《関係機関訪問》

10月31日（木）に高等部「職業選択コース」の2年生が、居住市のハローワークと役所を訪問しました。ハローワークでは求人票の検索システムの利用を体験させていただいたり、役所では相談内容によって窓口が変わること（例：「年金や保険の相談は○番窓口に相談します」）を教えていただいたりしました。卒業後に関わることになる関係機関の働きを具体的に知る機会となりました。



2 進路豆情報 【卒業後の生活（後編）】～卒業後の「住まい」に関すること～

卒業後に、親と離れて生活することになった場合、「住まい」にはどんな種類があるのか、今号の進路豆情報では、卒業後の「住まい」に関するについて御紹介します。

（1） 障害福祉サービス等を利用する場合

○ 障害者支援施設

比較的大人数で集団生活する場所で、終の棲家になりえるものですが、利用期限のある「移行型」もあります。夜間における入浴、排せつ等の介助や食事等のサービスを受けられます。同じ敷地内に日中活動の場が併設されていることが多いです。

○ グループホーム

日中、一般就労または就労継続支援等のサービスを利用している障害者であって、主に夜間に共同生活を営む住居において相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスです。利用期間の制限はありません。以下の3つの類型があります。

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託

「介護サービス包括型」… 利用者の個々のニーズに対応した介護サービスをグループホーム事業者が自ら提供するグループホームです。夜勤職員の配置は不要のため、施設によっては夜間帯に職員がいない場合があります。

「日中サービス支援型」… 重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者に、日中においても介護サービスの支援を提供するグループホームです。1名以上の夜勤職員の配置が必要となっているため、夜間帯にも職員がいます。

「外部サービス利用型」… 委託を受けた外部の居宅介護事業者が介護サービスを提供するグループホームです。夜勤職員の配置は不要のため、施設によっては夜間帯に職員がいない場合があります。

ここがポイント

費用は、家賃、食費、水道光熱費、日用品費、等です。グループホームによって異なります。ただし、グループホームの利用者には家賃助成が講じられており、利用者（生活保護又は低所得の世帯※）が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※ 学校卒業後は、所得を判断する際の世帯の範囲が、「障害のある方とその配偶者」となるため、ほとんどの方が「低所得の世帯」となります。

（２） 自力で生活する場合

○ ひとり暮らし

居宅介護、地域相談支援、日常生活自立支援事業、重度訪問介護など、本人のニーズや状況に合わせて必要な支援を選択することが可能です。

（３） 家族の支援を受ける場合

○ きょうだい、親族との同居

家族だけの負担にならないよう、地域の福祉事業者や相談機関を頼ることも重要です。

（４） 介護保険制度を利用する場合

○ 高齢者住居

高齢（原則 65 歳以上）になったら介護保険施設を利用することができます。地域や条件によっては年齢が若くても利用が可能なのところもあります。

【参考】栃木県HP「あなたの街で利用可能な事業所リスト（指定事業者）」はこちら ⇒
（栃木県内の各種障害福祉サービス事業所の一覧です。）



出典：自由国民社「まんがと図解でわかる 障害のある子の将来のお金と生活」渡部伸著
栃木県「令和6年度栃木県障害者福祉ガイド」
厚生労働省「障害者の居住支援について（共同生活援助について）」

3 卒業生講話のお知らせ

一般企業、就労継続支援事業所で働いている卒業生に協力していただき、働いている様子の動画を視聴したり、在学中と社会人になってからの違いについてなど経験の話を聞いたりします。高等部の職業科の学習の一環として行います。

保護者の皆様も参加できますので御希望の方は担任までお知らせください。

- 日 時：令和7（2025）年2月17日（月）10：30～11：50
- 場 所：大会議室、被服室
- テーマ：「社会人として大切なこと」

アンケート 御協力をお願い

『進路だより』について、今後一層役立つ内容にしていけるためにアンケートを実施いたします。右記の二次元コードから令和7年1月10日までに御回答ください。御協力よろしくお願いいたします。

